

令和元年第3回豊頃町議会定例会会議録（第3号）

令和元年9月11日（水曜日）

◎議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2	請願第1号	個別削井戸工事助成金創設に関する請願書（請願審査報告）
日程第 3		一般質問
日程第 4	意見書案第7号	林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書
日程第 5		議員の派遣
日程第 6		委員会の閉会中の所掌及び所管事務調査の申し出（議会運営委員会及び各常任委員会）
日程第 7		会期中の閉会

◎出席議員（9名）

1番 石田 貢 君	2番 小笠原 茂 人 君
3番 坂口 尚 示 君	4番 岩井 明 君
5番 杉野 好 行 君	6番 大崎 英 樹 君
7番 大谷 友 則 君	8番 中村 純 也 君
9番 藤田 博 規 君	

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	宮口 孝 君
副 町 長	菅原 裕 一 君
教 育 長	山本 芳 博 君
農 業 委 員 会 長	井下 睦 男 君
総 務 課 長	下重 博 光 君
企 画 課 長	山田 良 則 君
住 民 課 長	佐藤 則 仁 君
福 祉 課 長	千葉 孝 二 君
子 育 て 支 援 所 長	廣澤 行 位 君

産 業 課 長	神 義 宏 君
商 工 観 光 課 長	岩 城 光 洋 君
施 設 課 長	越 谷 光 裕 君
会 計 管 理 者	熊 谷 雅 美 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	渡 辺 良 英 君
教 育 委 員 会 教 育 課 長	二 村 比 呂 志 君
消 防 署 長	波 多 野 明 君

◎職務のために議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長	中 川 直 幸 君
庶 務 係 長	沢 崎 真 司 君

午前10時00分 開会

◎ 開議宣告

- 藤田議長 これから、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 会議録署名議員の指名

- 藤田議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、3番坂口尚示議員及び4番岩井明議員を指名します。

◎ 請願第1号

- 藤田議長 日程第2 請願第1号個別削井戸工事助成金創設に関する請願書の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

坂口産業厚生常任委員長。

- 坂口産業厚生常任委員長 請願審査報告書。

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記。

- 1、請願受理番号。請願第1号。
- 2、付託年月日。令和元年9月5日。
- 3、件名。個別削井戸工事助成金創設に関する請願書。
- 4、審査の結果。不採択すべきものと決定。

5、委員会の意見。請願の要旨は、家畜用水の安定的な確保と水不足を解消するため、井戸の複数化に伴う削井戸工事費4分の3の助成制度創設を願意とするものである。

審査にあたっては、9月5日委員会を開催し、町並びに紹介議員に出席を求め説明を受けた。施設課からは町が畜産農家に町水道の節水を求めた状況、日数、使用量及び平常時の使用量など、また産業課からは畜産農家等からの水不足に対する要望件数や既存の家畜飼養用水等に対する補助制度などについて、紹介議員からは請願書提出に至った経過と請願事項の考え方などについて聴取した。

委員会では、井戸を掘ることに伴う既存の井戸への影響など様々なリスクが想定されることや個人財産への4分の3という高い補助率の根拠、他の施策との整合性など

の問題から請願の採択には反対との結果となった。

なお、緊急的な水不足への対応には、貯水タンクの増量など現状の町水道を利用する中での対策を産業団体との現状共有を図り、町と検討すべきではないかなどの意見が出された。

以上。

●藤田議長 これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、請願第1号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

この請願に対する委員長の報告は、不採択とするものです。

請願第1号個別削井戸工事助成金創設に関する請願書を採択することに賛成の方の起立を願います。

(起 立 者 な し)

●藤田議長 起立少数です。

したがって、請願第1号は、不採択とすることに決定しました。

◎ 一般質問

●藤田議長 日程第3 一般質問を行います。

通告順により、1項目ごとに発言を許します。

通告順番1、5番杉野好行議員。

●5番杉野議員 一般質問に入る前に、発言を許していただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

●藤田議長 暫時休憩します。

午前10時 6分 休憩

午前10時 7分 再開

●藤田議長 杉野議員。

●5番杉野議員 それでは、議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

1項目ごとに質問させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

まず、第1項目。本町の庁舎及び公共施設の中で、点字ブロックの配置などについて

て見られないというふうに私は思っておりますけれども、この施設を今後どのように設置するのか、しないのか。設置するとしたら、どの範囲までの施設にどのようにするのかというようなことで、町長に御答弁を願います。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 答弁を申し上げます。

私の町は、「やさしさと躍動のふれ愛タウンとよころ」をまちづくりの基本としており、これまでも役場庁舎の改修においても、エレベーターの車椅子利用及び点字への対応や障害者用のトイレのオストメイトなどで対応を図り、さらに1階には、今現在ですけれども、戸籍、住民、国保等の窓口を移設しており、生活弱者に対する配慮をした施設の改修に取り組んでいるところであります。

御質問の点字ブロックにつきましては、現在、える夢館に設置されておりますが、役場庁舎を初め他の公共施設については設置はされておられません。点字ブロックの導入につきましては、今後、施設の建てかえや老朽化による改修の際には、その必要性を十分に検討しながら、やっていきたいというふうに考えておりますが、当面、視覚等に障害をお持ちの方が来庁した際には、職員が個別的に案内や誘導等の対応を行うなど、町民の皆さんが安心して暮らせるまちづくりの推進に職員、私も努めているところでございます。

以上です。

●藤田議長 杉野議員。

●5番杉野議員 このことについて、管内6カ所ほどの庁舎または公共施設を回らせていただきました。どこも本町と同じような状況でございます。すべからく配置されているというようなことはございませんでした。

しかしながら、お隣の幕別町につきましては、庁舎も新しく建てかえられて、歩道から続いた状態で点字ブロックの配置がなされておりますし、1階ロビーには点字ブロックのとまったところに、インターホン、インフォメーションの機械がございます。職員の方に伺いましたところ、そこから呼びかけをすると、担当課の職員が出向いて窓口まで案内をするようになっておりますということでございました。

当町庁舎については、1階に住民課の窓口がおりたことによって、十分利便性は高まっているというふうに思いますけれども、玄関ロビーに入ってくるまでに身障者の駐車場からでもスロープからでも、入ってくる前にあの1階ロビーの住民課の職員が気づくことができるかどうかということになると、これは疑問符が残ります。

そういう面から言っても、ほかの公共施設まで手を伸ばして云々ということはありませんが、本庁舎の1階玄関ロビーまでぐらひは、もしくはエレベーターの乗り口までは設置してもいいのではないのかなという私は思いでおりますけれども、改めて町

長の見解を伺います。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 今現在、我が本庁舎のほうについては、エレベーターの入り口に点字をしているていごございます。また、福祉のほうの関係の方々からいろいろ状況を確認いたしますと、将来にわたっては間違いなく杉野議員の言うとおりのそういった施設が必要ですし、また新しく施設をつくる場合については、恐らく義務化されるのではないかと考えております。

ただ、私の町は、そういった利用をする方がほとんどいないような状況で、車椅子のスロープについては、御承知のとおり正面玄関から入れるようになっておりまして、今言ったそういう点字を必要とする方は、今まではほとんど見当たらないような状況なので、いずれはそういう形になろうかと思っております。

ただ、もう一つ言ってみると、歩いてくるお年寄りの方がいらっしゃるのですが、あの点字のところ、センターにありますけれども、える夢館の。つまりくともあるのだそうございまして、これは、そういった方のためにつくられているのだから、健常者の方はある程度我慢をするのは当然かと思っております。今、言われたとおり、庁舎の場合については、できるだけ1階に職員が配置されておりますから、そういった白い杖を伴うような方が来られれば、積極的に玄関まで行って、案内するような形を取るべきだと思うし、そうしていきたいというふうに考えております。

ただ、先ほど言いましたとおり新しい施設が建てられる場合については、恐らく法的にもそういうものを必要とされるのではないかと考えておりますので、今後十分に気をつけながら検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

●藤田議長 杉野議員。

●5番杉野議員 まちづくりの基本の中にも、先ほど町長がおっしゃったとおりの内容が盛り込まれております。私もさかのぼって、町立医院に車椅子のトイレがない、お願いできませんか。即刻やっていただいた思いがございまして。必要な町民がおられないから、町外の方も来られるかもしれない。その思いは、町長に思っていたいただきながら、今後前向きに検討を重ねていただければというふうに思います。

次に、2番目の項目に移らせていただきます。

旧優生保護法の被害者支援法が施行されて5カ月余りが過ぎております。本町にその対象者がおられるのか、おられないのか。また、おられたとしても、申請をしないことにはこの法律の網にすくっていただけない状況にある中、旧優生保護法の対象の被害者となられた方については、自分から申請業務できる方たちではほとんどないだろうというような思いの中で、行政としてどのような手の差し伸べをされるのか。

まずは、おられないのであればおられない。もしくは、移住してきてそういう方がおられるかもしれない。そういう観点から、まずは、おられる、おられないからお聞きします。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 本町には、優生手術等に関する医療機関や障害施設等がなかったことから、そういった関係書類・資料は現在持っておりません。また、担当の職員の知る限りでは、相談の事例もなく対象者を把握することはできない状況になっております。

特に、この問題については、御承知のとおり非常に個人情報の問題がありまして、なかなかそこまで担当者も踏み切ってお話しすることもできませんので、現在、私どもはそういった関係書類は持っていないということでもあります。

以上です。

●藤田議長 杉野議員。

●5番杉野議員 今、町長がおっしゃられるように、かなり微妙な個人情報等の関係があつて、御本人もまた御家族も声を上げられない状況というのはあるのだろうと思います。そういう中で、この方法が行政のやり方で本当にいい、悪いというのは別問題にして、政府でこういうふうなことが進められました。広報の中の一部で構いませんので、町民に施行から1年以内ぐらいは目につくように周知をしていただくことによって、声を上げられない方も上げやすくなるのかもしれないというような思いがありますので、その辺の検討をしていただけないでしょうか。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 この問題については、道のほうからも、それぞれ担当者のほうに法律等の内容について指示といたしましょうか、連絡がありまして、私どもも広報8月号に掲載をし、さらに道が作成した広報紙を窓口置きながら、職員がそれぞれ対応しているところであります。

今後も、制度の内容や道の相談窓口の相談支援センターを周知すると同時に、これらを活用しながら、町民からの問い合わせに十分配慮しながら努力をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

●藤田議長 杉野議員。

●5番杉野議員 弱い立場の方たちに優しい町であるということを町長みずからおっしゃっているとおり、これからも実践をしていただきたいという思いの中から、3項目めの質問に移らせていただきます。

町内の住宅、町営住宅または個人住宅でも、独居の老人の方もしくは独居でなくても御夫婦でお住まいになっているように見えていても、どちらかが入院をされて、結

局は独居状態になっているというような町民の皆さんが結構おられると思います。これについては、福祉課のほうでそれぞれ対応をし、個別に回っておられるのだろうというふうに思いますけれども、今現在、その状況にある高齢者の方、高齢者でなくても50代後半、60ぐらいになっておられて独居でという方たちがどのぐらいおられるのか、まずはそこから伺います。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 現在、本町においては、身寄りのない高齢者が数名程度いらっしゃる把握しております。特に、この問題については、先ほども申し上げましたとおり個人のプライバシーの問題もありまして、非常に個人情報を的確につかむことが難しいのであります。

特に仕事上、戸籍上ではある程度職員の知り得たものはあると思いますけれども、最近御存じのとおり非常に高齢者のところに身内は近寄らないのも現状でありまして、私の家の前にも独居老人が数名入っておりますが、この方もお互いに隣同士、情報交換しながら有事の際についてはどうこうというような話もしているようであります。

また、身寄りのない方の支援につきましては、本年6月に厚生労働省のほうから「身寄りがいない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」が提示されておりますので、担当者も十分このガイドラインに沿った対応をしていき、できるだけ独居老人の方々については、隣近所の方から身寄りのどういふ方に御連絡をすればいいのか、そういった特に有事の際については連絡がとれるように、また、個人情報、またプライバシーに該当するといふか、なるべく抵触しないような程度で努めていきたいというふうに考えております。

●藤田議長 杉野議員。

●5番杉野議員 このことについては、以前も私質問させていただいておりまして、その解消として高齢者住宅の建設を要望し、今、町長に具現化していただいているのが、現状であります。保健師のみなさんについても、効率よくその対応に当たっておられるのであろうというふうに思いますけれども。

以前、その質問をさせていただいたときに、町長に首長自体が成年後見人になって、身寄りのない独居の方々を支えるということではできませんかというお話をさせていただいたことがございます。改めて自分で思い返してみますと、首長にその任を担っていただくといふのは、これはできる話ではないというふうに私も理解をし、考えを改めさせていただきました。

ただ、保健師の皆さんの中で、また保健師の皆さん全て、担当している方たちの後見役となれるような方策といふものはとれないものなのではないでしょうか。というの、私

自身、おじの奥さんに当たる方を後見させていただいております。以前も1人おりましたけれども、今また1人おります。成年後見人制度というものについては、なった者でなければわからないほどの大変さがあります。個人でそれを全うするためには、非常に労力が必要となってきます。行政の中で、その手助けをできる方法を考えたときに、担当保健師が1人でも2人でも担当した中で、行政の中で裁判所と話し合いをしながら、事務方の中で、金銭処理までありますので、それらの報告についてもやっていくということによって、我が町の独居老人は安心してついで町だなというふうに思っただけなのではないのかなという思いでおりますけれども、町長のお考えはいかがでしょうか。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 今うちの保健師、さらにまごころ通信員がそれぞれ独居老人のほうに行って、日常の生活の苦情などを整理しておりますけれども、この成年後見人制度については法律的にある程度の常識・認識等々も持っていないと誤った形になったり、またある程度の財産等々のことも関与するものですから、そういう場合もありまして、余り入り込んでかえって迷惑をかける場合もある。そういう場合は、私の町にも顧問弁護士がいらっしゃるのです、弁護士のほうと相談したり、有事の際はですね。通常は健康安否が主ですので、今、御指摘のこともこれから発生されると思いますが、十分これらも検討しながら対応していきたいというふうに考えています。

●藤田議長 杉野議員。

●5番杉野議員 町営住宅に住んでおられる方の独居の方、独居の中でも身寄りのない方を対象に先ほどからお話をさせていただいておりますけれども、高齢者施設二団体ございます。その中にも、そういう方たちがおられると思います。その福祉団体の中で、後見制度を実行できるかということになったら、これはできません。

それであれば、先ほど私が申し上げたように弁護士の先生と御相談ということでもありますけれども、それらの方たちを最後まで我が町としてみとるという思いの中では、財産処分から何から、そのうち1施設については認知症専用のグループホームでありますから、自分で判断のできない方たちもこれからふえてくるというふうに思います。そのときには、どうしてもこの制度でその方の財産を保持しなければならないという私の強い思いがありますので、行政側として前向きにこのことを検討していただきながら、そういう方たちに、豊頃に最後まで住み続けてよかったというふうに思っただけのようなまちづくりを目指していただければというふうに思います。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 今言った後見人の話については、十分承知しております。これからさらに、まごころ通信員や保健師等々に独居老人を回るときは、今までは入居の保証人等

を掲載しておりますけれども、それでなくて本当に困ったときには誰に1番先に相談してほしいか、そういったメモも十分台帳につくっておきながら、最悪の場合に、有事の場合は本当にどういう方に連絡するか、連絡先のほうを十分把握しながら、今言った後見人の話等についてもできるだけ努力してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

●藤田議長 杉野議員。

●5番杉野議員 以上で、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

●藤田議長 通告順番2番、4番岩井明議員。

●4番岩井議員 私は、子どもの貧困についてお伺いいたします。

この問題では、前回も一度させていただいたのですけれども、今回法が改正になったということで質問をさせていただきます。

2013年に子どもの貧困対策推進法が全会一致の議員立法で成立し、同法は2014年に施行されて5年が経過する中、見直しの要望も高まりまして本年6月に改正されております。

法改正の目的は、「子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう」とあった条文の「将来」の前に「現在及び」これを書き込みました。これで、貧困対策が将来のための学習・就労支援だけでなく、現在の子どもの生活改善のためにも力を入れることが明確になっております。

また、内閣府の有識者会議がまとめた新大綱、7日にまとめておりますけれども、この施策のあり方についての文書も、今回の法改正を受けて、子どもの貧困対策の地域間格差をなくす取り組みなどを求めています。子育てや貧困を家庭だけの責任とはせず、地域や社会全体で解決することの、この大切さを提起しております。

以上のように、子どもの貧困対策推進法の改正が行われましたけれども、法改正後の本町による取り組み等についてお伺いいたします。

初めに、本町において子どもの貧困に該当する、このように思われる方の実態などについて、どのように把握しているのかお伺いいたします。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 答弁を申し上げます。

私も生まれ育った環境によって左右されるようなことがあってはいけないというふうに岩井議員の質問そのとおりでございます。私の町の現状から申し上げますと、私の町では、担当するのは福祉課、子育て支援所、教育委員会がお互いに連携を持ちながら、それぞれ情報交換をしているところでございます。

特に、乳幼児期には、保健師や子育て支援所による家庭訪問や相談事業により、子どもの環境の把握を行っております。学齢期の児童・生徒につきましては、小学校就学や中学校の進学時に関係書類をもって必要に応じて保護者の同意を得た上で、世帯の状況を把握しながら、在学中の児童・生徒の世帯につきましても同じく必要に応じて、それぞれ実態把握に努めているのが現状であります。

以上です。

●藤田議長 岩井議員。

●4番岩井議員 なかなか実態というのがあらわれてこないのですけれども、日本の子どもの貧困率、これ平均的な所得の半分に届かない世帯にいる18歳未満の子どもの割合、これは13.9%、7人に1人と依然として高水準となっております。全国的な調査では、夏休み期間中に学校給食がなくなるためにやせてしまう小中学生もおるといふ、このような話も伺っているところです。

このような現実を、いつまでも放置していいはずはないというふうに私は認識しております。貧困と格差の広がり、どの世代にとっても大きな問題となっております。発達・成長の過程にある子どもの貧困は、その子どもの可能性を制約するだけでなく、貧困が次世代に引き継がれる危険をつくり出す点からも、影響は一層深刻だと言わざるを得ません。子どもの貧困の問題では、保護者への就労支援の所得の増大や職業生活の安定の向上、これに資するようにする、このようなことが位置づけられております。

また、国連における子どもの権利条約の精神にのっとり、子どもの利益を最優先に対策を推進することなども記されております。法改正を生かし、子どもを初め当事者の意見を踏まえるなどして、切実な声と実情にかみ合った新大綱、これをつくることが重要だと思われまじ、自治体におかれましても、その大綱に従った調査をすることが必要と思われまじ、再度本町で把握している状況をお伺いいたします。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 子どもの貧困7人に1人の割合と現在統計上ではそういう数字が出ております。貧困そのものが非常に、私どもの町でも社会が豊かになって各家庭でも本当に所得に関係なく遜色なく、皆さん方が同じ物を着て、同じ物を食べているように感じられるのが昨今でございます。

しかし、法律的なものでいけば、生活保護よりもというか、その基準に基づいて子どもの貧困というのを、家庭もそうですけれども、そういう形で物差しではかっているところがございます。

私の町では、そういった家庭的に大変厳しい経済事情の方については、それぞれの対応をしておりますが、特に、本町全てに出産時のお祝いから、また、保育所の通所

支援、さらには高校生までの医療費無料、他にそれぞれの子どもたちに対する支援を行っておりまして、北海道からも北海道スクールカウンセラーの事業を活用した内容でも、それぞれ取り組んでいるところであります。

しかし、御指摘のとおり貧困と言われても、どの家庭が、どの子どもが貧困に該当するかどうか、今の現状では本当にわかりづらい。担当者は書類は持っておりますから、それなりの判断はできると思いますが、これも個人的なプライバシーの問題等もありまして、なかなか踏み切ることの厳しいような状況であります。

したがいまして、できるだけそういった所得の厳しい御家庭にあっては、十分なる制度がありますので、そういった制度を十分生かされ、また私どもも、そういった方々にもうちょっと踏み込んでお話を聞いてあげることも必要かなというふうに思っております。

今後も、こういった格差のないような社会が好ましいわけでありまして。本町としても、できるだけそういった財政支援をしながら子どもたちを大切に育てるような教育をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

●藤田議長 岩井議員。

●4番岩井議員 個人情報と言われてますと、なかなか厳しいものがありまして、貧困がどの程度が貧困かというとな難しいと思われまますけれども、大体国のほうで出ている金額的な形では10万円程度、120万円から125万円。そして、一般的な収入、かなり低い水準なのですけれども200万円から250万円、月にして20万円程度。これが大体、貧困格差の解消、貧困と通常世帯との線引きしているのだというふうに私認識しておりますけれども、非常に金額的には小さい金額なのです、二百四、五十万円というのは。これで生活をしていくというのは、都会的には生活していけるかもしれませんがけれども、こういう田舎で車も必要である、いろいろな形で生活にかかわっていく問題となると二百四、五十万円では到底生活できないと、これが私の認識であります。

さて、2番目の本町においての子どもの貧困などの格差解消のための取り組みなど、これにつきましては、町長から一括して答弁があったように解釈しておりますので、もう少し踏み込んで質問させていただきますけれども、子どもの貧困対策推進法に基づいて、8月の初め、内閣府の有識者会議が新たに大綱に盛り込む施策のあり方を示す文書をまとめた中では、家庭の経済的な困難が、子どもの現在と未来を閉ざしていることは待たなしの課題であるとの問題点をはっきりと指摘しております。今年度中に5年ぶりに改定される新大綱、これを実効性のある中身にすることを初め、政府が子どもの貧困解消に向けて真剣に取り組むことが必要と、このように私は認識

をしているところですが、同時に行政としても早い時期にこの対応に取り組んでいかなければならないと思います。

本町においては、子どもに対するいろいろな手当がなされていることは私も承知しているところですが、ただそれだけでは、なかなか格差解消の対象にはなりづらい面がありまして、全体的な形として最終的に町長の答弁を求めるものであります。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 先ほど申し上げましたとおり、やはり子どもの貧困の格差については、これはあってはならないことだというふうに思っておりますけれども、どうしても親の所得によっては、厳しい環境の子どももいらっしゃるかと思います。そういった子どもの家庭につきましては、先ほども申し上げましたとおり生活保護等の救済もありますし、また、学校では準要保護等の対応もできますので、できれば積極的に自分の所得が厳しいのであれば担当者とお話をされて、できるだけそういった制度を活用して通常の生活ができるような形にさせていただきたいし、また、担当者におかれても積極的に聞いてあげて、できるだけそういった援助ができるかなというふうに思っています。

これらの問題についても、非常に個人情報等もございまして大変だと思いますが、豊頃町は御承知のとおり、過日の新聞報道によっても1人当たりの所得が非常に十勝管内でも上のほうですし、全道的にも非常に高い位置にあるものですから、子どもはみんな幸せに育っているのではないかというふうに思うときもありますが、今、岩井議員のおっしゃるとおり、まだまだ厳しい環境に置かれている家庭もあることだと思います。この辺も十分把握しながら、できるだけ公助できるものは公助して、努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

●藤田議長 岩井議員。

●4番岩井議員 終わります。

●藤田議長 11時まで休憩いたします。

午前10時45分 休憩

午前11時00分 再開

●藤田議長 休憩前に引き続き、会議を進めます。

一般質問を続けます。

通告順番3番、3番坂口尚示議員。

●3番坂口議員 高齢社会における本町の買い物難民、買い物弱者に対する対応について質問させていただきます。

町内唯一のスーパーが閉店して3カ月を迎えます。本年10月には、新店舗が開店すると聞いておりましたが、自分の住んでいる町にスーパーがなくなり、初めて隣町へ買い物に行かなければならないなど、さまざまな困難を実感している方々も多いと思います。

特に、市街地から遠隔地に住んでいる人たち、とりわけ運転免許証の返納を考えている方や車所有をやめられた方にとって、非常に困難な生活を余儀なくされております。現在は、関係者の計らいでコープの移動販売車が対応していただいておりますが、決められた時間で希望者全員の対応は難しいとの声も聞かれます。

本町における茂岩市街地のスーパー開店の見通しと高齢社会における買い物難民、買い物弱者対策についてお伺いします。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 答弁を申し上げます。

町内唯一のスーパーの閉店によりまして、大変町民は苦勞しているわけでありませう。特に、日常使う食品や生活用品などについては、購入が困難なために買い物難民、買い物弱者に当たる方は大変御苦勞をされている。このことについては、重大な問題であり重く受けとめているところでございます。

市街地における店舗再開については、これまで行政報告でも申し上げましたけれども、新たな事業者との協議を開始したところでありまして、今後は、それらの条件を十分踏まえた中で、一日でも早く協議を整え、開店に向けて努力をする予定でございます。

今、まごころ通信員の訪問により移動販売車の周知、販売箇所の整理並びに宅配サービス等の周知や申し込みの手伝い等を実施し、患者輸送車やコミュニティバスなどにより商業施設までの移動手段の確保に努めているところでございます。

いずれにいたしましても、開店を1日でも早く、そして今交渉している方々とできるだけ早い機会のうちに開店をしていただきたいというふうに思っているところでございます。これから、まだまだ時間がかかるかと思っておりますけれども、最小限の買い物になろうかと思っておりますけれども、高齢者等に対しては、できるだけ速やかな対応ができるように努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

●藤田議長 坂口議員。

●3番坂口議員 ただいま町長の答弁の中で、患者輸送の車とか福祉タクシーという話もありましたけれども、患者輸送車は週1度の運行日で必ず利用するわけでもないので、また、福祉タクシーでもタクシー代がかさむということで考えられないのではないかなと思っております。そういった中、コミュニティバスも考えられますけれど

も、なかなか利用者の意に沿うことにはならないと思います。

これからの提案ですけれども、もし、スーパーか店舗が始まるとした場合、町の臨時職員が配達業務を担当することは考えられないでしょうか。また、可能であれば、地域ごとに配達日を決めて、注文を受けるなど利便性が高まります。町が直接経営することにはなるものでありませんけれども、今以上に柔軟な職員の活用を考え、町の活性化の役割を果たしていただきたいと思います。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 現在のところ、職員の派遣、職員の協力等については、非常に法整備をしなければ、他の商店との関係もありますので、非常に厳しいかと思っております。

ただ、まごころ通信員がおりますので、通信員が、もしそちらのほうに行く用事があって、その荷物がたまたま一致すれば、それはそのときに持っていくことは可能ですけれども、常時そのために待機したり、また町のそういった派遣職員が手伝えることは今の段階では厳しいかなと思っております。

できるだけ自助努力をされることが好ましいかと思っておりますけれども、これから店舗に向けて、責任者の方とそれぞれ協議しますけれども、町としても今言ったとおり、できるだけのお手伝いはできますけれども、ある程度均衡のとれた方法で対応していきたいというふうに考えております。

●藤田議長 坂口議員。

●3番坂口議員 ほかのことですけれども、これ全国で200台ぐらいやっている移動スーパー「とくし丸」というのがあるようなのですけれども、これは小売店舗と直結で、そういうところで常に商品に対して1点10円加算して配達業務をやっている。今後、こういう考え方でやっていかないと、やはり足のない人方にはついていかれなくなって、やはりそこに住んでいられなくなるのではないかと思いますけれども、その辺どうでしょう。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 御指摘のとおり、将来にわたってそういう形になることも可能性はないこともないと思っておりますけれども。今、とりあえず今の入ってくる方と協議を進めながら、また商工会とも協議をして、先ほど申し上げましたとおり、できるだけバランスのとれたような対応をしなければならぬかと思っております。今、先ほど言いました、私どものまごころ通信員等々がおりますので、できるだけ買い物難民・弱者については、行政も支援をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

●藤田議長 坂口議員。

●3番坂口議員 とにかく町民の一番の生活問題でありますので、至急解決を図っ

て、町民の暮らしを考えていただきたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 わかりました。十分そのように努力してまいります。

●藤田議長 これで、一般質問を終わります。

◎ 意見書案第7号

●藤田議長 日程第4 意見書案第7号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

3番坂口尚示議員。

●3番坂口議員 意見書案第7号。提出者、豊頃町議会議員坂口尚示。賛成者、豊頃町議会議員岩井明。同上大谷友則。同上石田貢。

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書。

本道の森林は全国の森林面積の約4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、「植えて育てて、伐って使って、また植える」といった森林資源の循環利用を進める必要がある。

森林の整備を進め、木材を積極的に利用していくことは、山村地域を中心とする雇用・所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものである。

道では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業及び治山事業や林業成長産業化総合対策事業等を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備、林業事業体の育成など、さまざまな取り組みを進めてきたところである。

今後、人工林資源が本格的な利用期を迎える中、既存の制度や森林環境譲与税を活用した地域の特性に応じた森林整備の着実な推進や、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化の実現に向けて施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記。

1、森林の多面的機能を持続的に発揮し、林業・木材産業の振興と山村における雇用の安定化を図るため、森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確保す

ること。

2、森林整備事業の都道府県・市町村負担分の起債を可能とする地方債の特例措置を継続すること。

3、森林資源の循環利用を通じて林業・木材産業の成長産業化を実現するため、地域の実情を十分に踏まえ、森林整備から木材の加工・流通、利用までの一体的な取り組みや森林づくりを担う林業事業体や人材の育成に必要な支援措置を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣。

以上。

●藤田議長 これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、意見書案第7号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第7号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議員の派遣

●藤田議長 日程第5 議員の派遣の件を議題とします。

議員の派遣については、お手元に配付のとおりです。

職員に文書を朗読させます。

中川事務局長。

●中川事務局長 議員派遣の件。

次のとおり、議員を派遣するものとする。

記。

1、札幌豊頃会。

目的、会員との交流及び親善のため。

派遣期日、令和元年10月25日、金曜日から同月26日、土曜日。

派遣場所、札幌市。

派遣議員、藤田博規議長、大崎英樹議員、岩井明議員。

2、十勝町村議会議長会主催議員研修会。

目的、議会の活性化に資するため。

派遣期日、令和元年10月28日、月曜日。

派遣場所、足寄町。

派遣議員、全議員。

3、東京豊頃会。

目的、会員との交流及び親善のため。

派遣期日、令和元年11月2日、土曜日から同月4日、月曜日。

派遣場所、東京都。

派遣議員、中村純也副議長、大谷友則議員、小笠原茂人議員。

以上です。

●藤田議長 お諮りします。

ただいま事務局長が朗読しましたとおり、それぞれ議員を派遣したいと思います。御異議ありませんか。

(異議なし)

●藤田議長 異議なしと認めます。

なお、この際、お諮りします。

ただいま議決した事項について、諸般の事情により変更する場合には、議長に一任願いたいと思います。御異議ありませんか。

(異議なし)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣については、ただいま事務局長が朗読しましたとおり、それぞれ議員を派遣することに決定しました。

◎ 委員会の閉会中の所掌及び所管事務調査の申し出

●藤田議長 日程第6 委員会の閉会中の所掌及び所管事務調査の申し出の件を議題とします。

議会運営委員長、総務文教常任委員長及び産業厚生常任委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の所掌及び所管事務調査の申し出がありました。

お諮りします。

議会運営委員長、総務文教常任委員長及び産業厚生常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の所掌及び所管事務調査とすることに御異議ありませんか。

(異議なし)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所掌及び所管事務調査とすることに決定しました。

◎ 会期中の閉会

●藤田議長 日程第7 会期中の閉会の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は、全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。御異議ありませんか。

(異議なし)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

◎ 閉議宣告

●藤田議長 これで、本日の会議を閉じます。

◎ 閉会宣告

●藤田議長 これをもって、令和元年第3回豊頃町議会定例会を閉会します。

午前11時18分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名します。

議 長

署名議員

署名議員